

SGEC 規準文書4 付属書2

マルチサイト組織による COC 規格の実行の一部変更について

2.5 b)

現行規定 年間売り上げの総額が 10 億円を超えない

変更規定

現行規定 年間売り上げの総額が 1,000 万ユーロ(審査前年度決算確定日の日銀外国為替市況(日時)小数点以下切り下げ)を超えない

変更理由

最近の円のユーロに対する為替レートの変化により、SGEC 認証マルチサイト(生産者グループ)参加企業の要件が PEFC マルチサイト(生産者グループ)参加企業に比べ、実態的に著しく不利となっており、SGEC 認証と PEFC 認証の公平性を維持する観点からの変更
なお、本変更は、PEFC の関連 ST の規準の枠内であるので、PEFC の承認を必要とするものではない。

PEFC ST 2002:2020 の規定

b) 年間売り上げの総額が 1,000 万ユーロまたはその同額を超えない

改正方式

本変更は技術的な規格の内容の変更を伴うものではないことから「編集上の変更」で対応

規準文書2 規格の制定

3.2 編集上の変更

技術的な規格の内容の変更を伴わない制度(規格文書)の変更

注意書:本項には、明瞭化、指針、文法上の変更を含む。